

2024年度調剤報酬点数表

岡本薬局では以下の調剤報酬点数表に基づいて調剤しています。株式会社岡本薬局のみに対する点数は「本店」、岡本薬局みなみ店のみに対する点数は「みなみ店」と併記しています。

調剤基本料	調剤基本料1	[受付1回につき]	45点	
	・複数医療機関の同時受付2回目以降	2以上の医療機関からの処方箋を同時に受付けた場合の受付2回目以降	36点	
	・後発医薬品調剤体制加算2「みなみ店」	[受付1回につき]	28点	
	・後発医薬品調剤体制加算3「本店」	[受付1回につき]	30点	
	・地域支援体制加算2「みなみ店」	[受付1回につき]	40点	
	・連携強化加算「みなみ店」	[受付1回につき]	5点	
	・医療DX推進体制加算「みなみ店」	[受付1回につき]	4点	
	・在宅薬学総合体制加算1「みなみ店」	[在宅訪問に係る指導料を算定している場合、受付1回につき]	15点	
	・分割調剤時の2回目以降の調剤基本料			
	(1) 長期保存困難の分割調剤の2回目以降	[1分割調剤につき]	5点	
	(2) 初めて後発医薬品調剤時の分割調剤の2回目	[1分割調剤につき]	5点	
	(3) 分割調剤 ※(1)(2)以外	(調剤基本料及びその加算、調剤料及びその加算、薬学管理料)それぞれの所定点数を分割回数で除した点数を1分割調剤につき算定		
	内服薬	浸煎薬および湯薬を除く	[1剤につき、3剤分まで]	24点
	嚥下困難者用製剤加算 [受付1回につき]	嚥下困難者等に対し心身の特性に応じた剤形に製剤		80点
	内服用滴剤		[1調剤につき]	10点
	屯服薬		[剤数にかかわらず]	21点
	浸煎薬		[1調剤につき、3調剤まで]	190点
	湯薬	(1) 1～7日分	[1調剤につき、3調剤まで]	190点
(2) 8～28日分		[1調剤につき、3調剤まで1日につき] ※(1)に加算	190点+10点/日	
注射薬		[1調剤につき、3調剤まで]	400点	
外用薬		[調剤数にかかわらず]	26点	
外用薬		[1調剤につき]	10点	
麻薬加算 [1調剤につき]			70点	
向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算 [1調剤につき]			8点	
時間外加算：終日休業日および概ねAM8時前およびPM7時以降閉店時	基礎額：調剤基本料、調剤料、無菌製剤処理加算、在宅患者調剤加算の合計額 ※かかりつけ薬剤師包括管理料を算定する場合は、かかりつけ薬剤師包括管理料の所定点数を基礎額とする		100%加算	
休日加算：日曜日、国民の休日、12/29～1/3			140%加算	
深夜加算：PM10時～AM6時			200%加算	
夜間・休日等加算：閉店時間から連続して閉店している場合でPM7時(土曜日にあってはPM1時)からAM8時までの間			40点	
自家製剤加算(内服薬)【錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤】 [投与日数が7又はその端数を増すことに]			20点	
自家製剤加算(内服薬)【錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤】 [1調剤につき]			90点	
自家製剤加算(内服薬、屯服薬)【液剤】 [1調剤につき]			45点	
自家製剤加算(外用薬)【点眼剤、点鼻・点耳剤、洗滌剤】 [1調剤につき]			90点	
自家製剤加算(外用薬)【点眼剤、点鼻・点耳剤、洗滌剤】 [1調剤につき]			75点	
自家製剤加算(外用薬)【液剤】 [1調剤につき]			45点	
自家製剤加算 [予製剤および錠剤半錠の場合]			20%	
計量混合調剤加算【液剤】 [1調剤につき]			35点	
計量混合調剤加算【散剤、顆粒剤】 [1調剤につき]			45点	
計量混合調剤加算【軟・硬膏剤】 [1調剤につき]			80点	
計量混合調剤加算【予製】			20%	

調剤管理料	内服薬	1～7日分	[1剤につき、3剤まで]	4点	
	除外：内服用滴剤、浸煎薬	8～14日分	[1剤につき、3剤まで]	28点	
	湯剤、屯服薬	15～28日分	[1剤につき、3剤まで]	50点	
	上記以外	29日分以上	[1剤につき、3剤まで]	60点	
	重複投薬・相互作用等防止加算 [受付1回につき]		残薬以外	40点	
			残薬	20点	
	調剤管理加算：複数の医療機関から6種類以上の内服薬が処方され一元管理した場合		初めて処方箋を持参	3点	
			2回目以降で処方変更・追加あり	3点	
	医療情報取得加算		患者の薬剤情報を取得した上で調剤した場合(6月に1回)	3点	
			オンライン資格確認により患者の薬剤情報を取得した上で調剤した場合(6月に1回)	1点	
	服薬管理指導料・かかりつけ薬剤師指導料等	服薬管理指導料1		原則3カ月以内に再度処方箋を持参し、お薬手帳提示	45点
		服薬管理指導料2		1の患者以外の患者に対して行った場合	59点
		服薬管理指導料3		介護老人福祉施設等に入所している患者に訪問(月4回まで)	45点
		服薬管理指導料4 (情報通信機器等を用いて服薬指導を行った場合)		原則3カ月以内に再度処方箋を提出し、お薬手帳提示	45点
		服薬管理指導料の特例		上記の患者以外の患者に対して行った場合	59点
		かかりつけ薬剤師指導料		かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合	59点
		【服薬管理指導料1～4およびかかりつけ薬剤師指導料の加算】		医師と連携して服薬状況を一元的・継続的に把握した上で服薬指導した場合	76点
		・麻薬管理指導加算 [受付1回につき]		麻薬の服薬状況等を確認し、必要な薬学的管理および指導	22点
・特定薬剤管理指導加算1 [受付1回につき]			特に安全管理が必要な医薬品(ハイリスク薬)に関する指導	10点	
・特定薬剤管理指導加算2 [受付1回につき]			抗悪性腫瘍剤(注射薬)を投与された患者に対し、必要な薬学的管理を行い、その結果を医療機関に文書により情報提供	5点	
・特定薬剤管理指導加算3 [初回処方時]			イ：RMPIに基づく資料による説明指導	100点	
・乳幼児服薬指導加算 [受付1回につき]			ロ：調剤前に医薬品の選択に係る説明・指導	5点	
・小児特定加算 [受付1回につき]			乳幼児(6歳未満)への服薬指導、かつ指導内容を手帳に記載	5点	
【服薬管理指導料1～4の加算】			医療的ケア児(18歳未満)に対し、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理および指導を行い、内容を手帳に記入	12点	
・吸入薬指導加算 [3月に1回]			喘息又はCOPDの患者に対し、文書や録音用吸入器を用いた指導を行い、医療機関に文書で情報提供	30点	
・調剤後薬剤管理指導加算 [月1回]「みなみ店」			新たに糖尿病薬が処方または変更時に指導等を行い、医療機関に文書等で情報提供	60点	
・かかりつけ薬剤師包括管理料			慢性心不全で作用機序が異なる複数治療薬の指導等を行い、医療機関に文書等で情報提供	60点	
・外来服薬支援料1 [月1回]			地域包括診療料等の算定患者対象	291点	
・外来服薬支援料2		処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得、一包化等の服薬管理支援	185点		
・施設連携加算 [月1回]		処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、急性化および服薬管理指導を行い、かつ服薬管理の支援を行った場合	34点		
・服用薬剤調整支援料1 [月1回]		42日分以下(7日分毎)	240点		
・服用薬剤調整支援料2 [3月に1回]		43日分以上	50点		
		入所中の患者を訪問し施設職員と協働した服薬管理	125点		
		処方医に薬剤師から文書を用いて提案し、内服薬6種類以上が2種類以上減少	110点		
		複数医療機関からの内服薬6種類以上の処方を一元管理し、処方医に減薬等の提案	90点		
		上記以外	90点		
在宅関連	在宅患者訪問薬剤管理指導料(月4回または月8回)		1 単一建物患者1人	650点	
			2 単一建物患者2～9人	320点	
			3 それ以外の患者	290点	
	・在宅患者オンライン薬剤管理指導料 [1～3と合わせて月4回または8回]		情報通信機器を用いて服薬指導	59点	
	・在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料1 [1と2と合わせて月4回または8回]		計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問	500点	
	夜間訪問加算			400点	
	休日訪問加算			600点	
	深夜訪問加算			1000点	
	・在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料2 [1と2と合わせて月4回または8回]		計画的な訪問薬剤管理指導の対象外の疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問	200点	
	・在宅患者オンライン薬剤管理指導料		計画的な訪問薬剤管理指導とは別に情報通信機器を用いて必要な薬学的管理および指導を緊急に行った場合	59点	
	・在宅患者緊急時等共同指導料 [月2回限り]		急変等に医療従事者(医師、歯科医師等)と共同で患者を訪問し、カンファレンスに参加し、共同で必要な指導を行った場合	700点	
	【在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の加算および在宅患者緊急時共同指導料の加算】				
	・麻薬管理指導加算 [1回につき]			100点	
	・乳幼児加算 [受付1回につき]		乳幼児(6歳未満)への薬学的管理および指導	100点	
	・小児特定加算 [受付1回につき]		医療的ケア児(18歳未満)に対する、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理および指導	450点	
	【在宅患者オンライン薬剤管理指導料および在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料】				
	・麻薬管理指導加算 [1回につき]			22点	
	・乳幼児加算 [受付1回につき]		乳幼児(6歳未満)への薬学的管理および指導	12点	
・小児特定加算 [受付1回につき]		医療的ケア児(18歳未満)に対する、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理および指導	350点		
その他	退院時共同指導料 [入院中1回または2回]		患者の入院医療機関の医師・看護師等と共同で、退院後に必要な説明および指導を行い、文書で患者に情報提供	600点	
	服薬情報提供料1 [月1回]		医療機関からの求めがあった場合の文書による情報提供	30点	
	服薬情報提供料2 [月1回]		イ：処方医療機関に必要な情報を文書により提供	20点	
			ロ：リフィル処方箋に基づく調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供	20点	
			ハ：介護支援専門員に必要な情報を文書により提供	20点	
	服薬情報提供料3 [3カ月に1回]		入院予定の患者について、医療機関の求めに応じて持参薬整理と文書による情報提供	50点	
	在宅患者重複投薬・相互作用等防止加算		処方箋に基づく疑義照会での処方変更された場合	40点	
			イ：残薬調整以外	20点	
			ロ：残薬調整	40点	
			処方箋交付前に処方提案をして処方反映された場合	20点	
		イ：残薬調整以外	40点		
		ロ：残薬調整	20点		
経管投薬支援料 [初回に限り]		経管投薬が行われている患者が簡易懸濁法を開始する場合に医師の求めに応じた支援	100点		
在宅移行時初期管理料 [訪問回数等の初回算定月1回限り]		在宅移行時に認知症・乳幼児・末期がんなど重点的支援が必要な単一建物1人患者の場合	230点		

介護報酬	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導(月4回または月8回)	医師の指示に基づき患者を訪問し管理・指導を行い、介護支援専門員に情報提供した場合	1 単一建物1人	518単位
			2 単一建物2～9人	379単位
			3 単一建物10人以上	342単位
麻薬管理指導加算	麻薬の服薬状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理および指導			100単位
情報通信機器を用いて行う場合	居宅療養管理指導1～3と合わせて月4回または8回まで			46点

(1点または1単位10円にて、計算します。)